

令和 3 年 4 月 24 日

会員各位

医療法人社団和風会
メディカルフィットネス事業部
部長 神谷具巳

メディカルフィットネスクラブ武蔵境
所長 富田基道

メディカルフィットネスクラブ武蔵境 緊急事態宣言発令の対応について

平素はメディカルフィットネスクラブ武蔵境をご利用いただき、まことにありがとうございます。

令和 3 年 4 月 25 日より 5 月 11 日までの間、東京都を含む 4 都県（東京、大阪、兵庫、京都）を対象とした新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。

当施設としましては、会員様には心身の体調維持に不可欠な運動療法の継続的提供が必要な方が多くご利用なさっていること、および休業要請対象施設の基準に該当しないことから、これまで通り運営（各種お手続きを含む）を継続致します。

今後の社会情勢に応じて運営時間を変更する可能性があります。最新情報は当社ホームページおよび公式 LINE 等で情報発信いたしますので、ご確認いただけるようお願い申し上げます。

以上